

公益財団法人日本バレーボール協会  
2023 年度決議省略（みなし決議）による評議員会議事録

1. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容  
第 1 号議案 役員報酬規程の改定（常勤役員報酬の遡及適用）について
2. 評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者  
代表理事 川合俊一
3. 評議員会の決議があったものとみなされた日  
2023 年 10 月 31 日（火）
4. 議事録の作成に係わる職務を行った理事  
代表理事 川合俊一
5. 評議員総数 24 名（全評議員）の同意書  
別紙の通り

2023 年 10 月 27 日に、代表理事 川合俊一が評議員全員に対して、評議員会の決議事項である上記内容の提案書を発送した。

(1) 役員報酬規程の改定について

10 月 16 日に開催された第 5 回理事会（定例）において、川合会長、内藤業務執行理事の常勤役員の新報酬額が決定された。川合会長は会長就任日の 6 月 16 日、内藤業務執行理事は新報酬額が決定された理事会で承認日である 10 月 16 日まで遡って支払うにあたり、今回、役員報酬規程の附則事項 5 に以下の通り「常勤役員の新報酬額」を追記する

役員の新報酬規程（追加改定箇所抜粋）

附則 4. この規程は、2023 年 8 月 23 日から施行する。

5. 常勤役員の新報酬額については、前項の施行日（改定後）の規程を遡って適用する。ただし、遡及の適用については、別途定めるものとする。

本件は、2023年8月23日に開催された臨時評議員会にて出席評議員より事前にご賛同頂き、2023年10月20日に開催された第3回評議員懇談会で改めて説明を申し上げ、提案する運びに至った。

当該提案につきましては、2023年10月31日までに決議に加わることのできる評議員の全員から文書により同意する旨の意思表示を得たので、定款第26条に基づき、当該提案を承認可決する旨の評議員会決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会の決議があったとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成担当者が記名押印する。

2023年10月31日

公益財団法人日本バレーボール協会  
代表理事 川合俊一